

会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会第 14 回行政改革推進分科会
開 催 日 時	平成 29 年 5 月 23 日 (火) 午前 10 時から午前 11 時 10 分まで
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 2 階会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：中村分科会長、木村副分科会長、佐藤委員、小山委員 事務局：村山企画部企画課長、杉本企画係長、企画係吉岡
議 題	1 分科会長及び副分科会長の選出 2 第 5 次行政改革大綱実施細目の平成 2 8 年度進捗状況について 3 その他
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として 発言順に記載。同一内容 は一つにまとめた。)	<p>1 開会 分科会長が選出されるまでの間、企画課長が進行することとし、会議に際し、定足数に達していること及び会議の公開について確認した。</p> <p>2 議題 (1) 分科会長及び副分科会長の選出について 協議の結果、分科会長に中村委員、副分科会長に木村委員が選出された。</p> <p>(2) 第 5 次行政改革大綱実施細目の平成 2 8 年度進捗状況について ○事務局から資料の確認と配布した資料について基づき説明、報告</p> <p>○各委員からの意見及び質問並びに事務局の回答 (小山委員) 資料 3 項目番号 3 - 1 の「協働施策の展開」について、職員が住民との協働活動を支援するボランティア休暇は大変よい事だと思う。「必要と認めた時は取得できる」とあるが、もっと積極的に推進していただきたい。 (事務局) ボランティア休暇の取得については、過去 5 年間で 1 件のみである。制度については入庁時の研修や、各職員が使用しているパソコンのグループウェアでお知らせしているところだが、今後取得数の向上を目指して、さらなる職員への周知を推進していく。 (小山委員) 資料 3 項目番号 4 - 1 の「公共施設」について、農畜産物直売所の仕組みが複雑(土地・建物・管理運営)だが既存施設の有効活用を前提に維持管理の検証をしているとあるが、どの程度まで進んでいるのか。将来的には「道の駅」などの構想もあるのか。 (事務局) 平成 2 8 年度に策定した「瑞穂町公共施設等総合管理計画」では、「農畜産物直売所は、状況に応じた健全な維持管理に努める」としている。土地は借地、建物は町所有、運営は農畜産物直売所運営委員会となっている。 維持管理については、毎月開催され、町職員も出席している役員会で協議</p>

され直売所の予算で修繕等が行われている。

29年度の取組みでは、農協が窓口となり都の補助事業を活用した専門講師の派遣による既存施設を有効活用した直売所の活性化についての講習を受け、役員会を通じて会員に周知していくことになっている。

また、道の駅について過去には話題になったこともあるが、現在のところ道の駅の構想はない。

(小山委員)

資料3項目番号6-3の「ワーク・ライフ・バランス」について、過去5年間の職員の男女別、途中退社とメンタル不調による休業者の人数は。

(事務局)

過去5年間の普通退職は、男性11名、女性8名、計19名となっている。また、メンタル不調による休業者は9名である。

(小山委員)

資料3項目番号10-3の「有料広告等の拡大」について、広告掲載料を9,000円/月から15,000円/月の値上げは高いとは思わないが、今後の掲載社数増減への影響見通しは。また、昨年度最も閲覧数が多かった会社の業種と件数は。

(事務局)

平成28年度は、掲載月がひと月の会社もあれば12月の会社もあったが、年間で13社の広告掲載があった。15,000円/月への値上げとあるが、平成29年4月時点で掲載している6社は、掲載期間が連続する12箇月のため、割引対象であり、20%オフの12,000円/月の掲載料となっており、割引制度を設けることで掲載社数の減を抑えている。掲載料は、近隣市に比べ差別化を図り、広告主離れを避けるため最小限の値上げ額とした。ホームページのリニューアルに伴い掲載枠を8枠から12枠に増やしているため、今後歳入予算を満たすよう営業活動を行っていく。なお、予算ベースでは平成28年度86万4千円であった歳入予算額を平成29年度には172万8千円としている。また、昨年度最も閲覧数が多かった会社とあるが、以前のシステムではバナー広告閲覧数は把握できないため実績を示すことができない。

(中村委員)

資料3項目番号11-4の「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入・運用」について、瑞穂町が考えている多目的利用の具体的な内容は何か。また、何時から導入するのか、日程計画は。連動して、現在進行中の電算共同運用システム(基幹系・アプリ系)の新規開発・設計の計画とリンクした動きになっているのか。

(事務局)

マイナンバーカードの多目的利用については、図書カードや保険証など様々な案が国から示されている。しかしながら、現段階ではコンビニ等での各種証明書発行が主なものとなっている。近隣では武蔵村山市や東大和市ではマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで住民票の写しなど各種

証明が取得できる。瑞穂町ではカード取得率も踏まえ検討しているところであるが、現在のところ国で示されている税や社会保障以外に利用することは考えていない。また、システムについては、国で示している仕様に基づいてシステム改修を行い、社会保障関連システムの情報連携を進めている。

(中村委員)

マイナンバーカードを所有しなくても行政サービスに支障がない。これまで要求されたのは、確定申告手続きだけであった。よって多目的利用については、必須不可欠＝個人の利益・損失に直結＝許認可条件等々に限定して運用することを推奨する。

(事務局)

いただいた意見を各課で共有し、多目的利用については今後も検討していきたい。

(中村委員)

資料3項目番号11-6の「国民健康保険特別会計」について、平成30年から制度運用変更が始まり、財政運営責任と医療サービス提供責任が都と市町村になるが、市町村毎の保険料格差は瑞穂町にとり有利になるか、特別会計に占める保険料納付額の比率は改善されるか、標準保険料率は改善されるか、一般会計からの繰り入れ(税金)額・率の改善につながるか、瑞穂町年齢別人口構成の予測から安定財源の規模をどのように見ているか、また、医療提供サービスの質・量に新しい変化は予測するか、瑞穂町の独自提供サービスに変更はないか、新たに追加されるサービスはあるか、この制度運用により瑞穂町の行政事務事業に負荷がかかることはないのか。

(事務局)

特別会計に占める保険料納付額の比率は改善されるかについては、都道府県化により、東京都へ納付金を支払うことになるが、その原資である国民健康保険税は東京都から標準税率が示され、現在の保険税率とのかい離を解消することになると考えられる。今後の保険税率の上昇と合わせ、比率は上昇していくものと思われる。

標準保険料率は改善されるかについては、標準保険料率は都へ納める納付金を町が支払うために算定され示されるが、その納付金は医療給付費額の見込みから都全体で集めるべき納付金の金額から算定される。そのため、標準保険料率も都全体に影響される数値であり瑞穂町もその影響を受けると思われる。個々の自治体ごとに調整されるものの、瑞穂町は保険税率も現時点では低いため、税率の上昇は避けられないと考えられる。ただし、標準保険料率の調整については、現在も都と協議中であり、30年度の数値は12月末には確定予定となっている。

一般会計からの繰り入れ(税金)額・率の改善につながるかについては、制度的には、都道府県化により、財政支援措置の拡充と都から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みのため、改善が図られる方向となっている。しかし、これは都から示される標準保険料率を賦課し、標準的な収納率分の保険料を収納できていれば赤字が発生しないという考えである。現実的には

標準保険料率まで即時に税率を上げることができるのかという問題や、収納率については景気などの状況に左右されることがあるため、すぐに一般会計からの繰入金を減少させることは難しいと思われるが、長期的に見れば、税率を上げていくことにより改善につながると考えられる。

瑞穂町年齢別人口構成の予測から安定財源の規模をどのように見ているかについては、64歳以下の人口が減り、65歳以上・75歳以上の人口が増えていくことは瑞穂町だけではなく、日本全体の問題であると考え。保険者間の不均衡を調整する前期高齢者交付金や加入する被保険者の低所得者数に応じた公費による保険財政安定制度により確保されるものと考え。

瑞穂町の独自提供サービスに変更はないか、新たに追加されるサービスはあるかについては、制度変更後しばらくは大きな変更はないと見込まれるが、医療費削減のため全都的な取組も提示されることとなると思われる。

この制度運用により瑞穂町の行政事務事業に負荷がかかることはないのかについては、現時点では、制度が確定していないこともあるため、一概には言えない状況である。なお、この制度については東京都から情報が下りてきていない部分も多く、不確定なものがあるため、これから先進んでいく事業だということをご理解いただきたい。

(小山委員)

道の駅については町だけではできないと思っている。農畜産物直売所を将来的なことも考えて発展させていく方法を検討すべきである。

(事務局)

農畜産物直売所は施設が老朽化していることは把握しているところである。しかし、土地が借地であり、いつまで借りられるかという問題もある。また、駐車場の問題も把握しているところであるが、いずれにしても担当課に意見を伝え、検討していきたい。

(中村委員)

国民健康保険について、都内の格差を埋めるには瑞穂町の国民健康保険税が高くなると感じている。制度がまだ確定していないため、見通しがきかないというのはわかるが、今はどこまで進んでいるのか、これからどうなるのかを納税者に周知していただきたい。

(事務局)

先ほども申し上げた通り現時点ではこの制度について詳しく説明することができない。制度が固まってくれば広報等で住民に周知し、説明責任を果たしていきたい。

(木村委員)

女性職員が能力を発揮しやすい風土づくりとは具体的にどのようなことか。

(事務局)

ワーク・ライフ・バランスを推進するための管理職研修や、庁内報を発行することによって、職員の意識改革に努め、また、事務を分担制にすることによって、育児等で休みを取りやすい環境を目指している。

(3) その他
特になし

3 閉会

閉会 午前11時10分